

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術活用規則</u>」という。）第11条並びに<u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）第3条第8号及び<u>情報通信技術利用条例</u>第2条第6号に規定する申請等をいう。</p> <p>(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び<u>情報通信</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術活用規則</u>」という。）第11条並びに<u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号。以下「<u>情報通信技術活用条例</u>」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）第3条第8号及び<u>情報通信技術活用条例</u>第2条第6号に規定する申請等をいう。</p> <p>(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び<u>情報通信</u></p>

改正前	改正後
<p>技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。</p> <p>2 略 (電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の手続)</p> <p>第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び<u>情報通信技術利用条例</u>第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p> <p>2～7 略 (申請等に係る署名等に代わる措置)</p> <p>第6条 情報通信技術活用法第6条第4項及び<u>情報通信技術利用条例</u>第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</p>	<p>技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。</p> <p>2 略 (電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の手続)</p> <p>第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び<u>情報通信技術活用条例</u>第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p> <p>2～7 略 (申請等に係る署名等に代わる措置)</p> <p>第6条 情報通信技術活用法第6条第4項及び<u>情報通信技術活用条例</u>第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。